

特定採捕許可番号 第 号

特 定 水 産 動 植 物 採 捕 許 可 証

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 採捕しようとする特定水産動植物

2 条件

- (1) 特定水産動植物の種類及び数量
- (2) 採捕の区域
- (3) 採捕の期間
- (4) 使用する漁具の種類、規模及び数
- (5) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (6) 使用する船舶

- ① 名 称
- ② 漁船登録番号 (又は船舶番号)
- ③ 総トン数
- ④ 推進機関の種類及び馬力数

(7) その他必要と認める事項

特定水産動植物採捕許可に基づく採捕であることを明示する看板、旗等を掲げること。

3 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 許可証の携帯、有効期間満了後の許可証の返納及び採捕結果の報告

採捕するときは、許可証を携帯すること

有効期間満了後、許可証を返納すること

有効期間満了後 30 日以内に採捕結果を報告すること

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、農林水産大臣に対して、審査請求をすることができます。

ただし、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。